

第3次白鷹町環境基本計画（案）へのパブリックコメントの概要と対応

令和5年2月

白鷹町町民課

No.	区 分	ご意見の概要	町としての考え方
1	基本目標2 豊かな森林と農地を守り、活かし、育てます	ネオニコチノイド系農薬について、取り上げるべきである。使用禁止政策をとるべきと思うが、少なくとも啓蒙活動を始めるべきである。	<p>ネオニコチノイド系農薬は、カメムシ、アブラムシなどの害虫に対して優れた防除効果があり、他の殺虫剤に比べて人や水生生物に対する毒性が弱く、また畜産物にも残りにくいことから、稲、果樹、野菜などの害虫防除に広く使用されています。</p> <p>欧米では蜜蜂に影響を与える可能性があることから、使用を一部制限する動きがありますが、日本では欧米のように広範囲に農薬の粉塵が巻き上がる方法で播種しないため、種子処理や土壌処理への使用の制限は不要とされています。また、都道府県を通じ、農家と養蜂家の間で情報交換を行い、巣箱を退避するなどの対策を講じるよう指導しています。</p> <p>ただし、国では、今後、欧米のような播種法が一般的になったり、蜜蜂への被害が増加すれば使用の制限を検討する必要があるとしているため、町としては国の動向を注視し、必要に応じて対応を図っていく必要があるものと認識しています。また、ネオニコチノイド系農薬に限らず、農薬全般の使用方法順守について、周知していく必要があるものと認識しています。</p> <p>計画においては、町の取組として「環境保全型農業の推進」を掲げています。化学肥料や化学合成農薬の低減と合わせて地球温暖化防止や生物多様性保全等に効果の高い営農活動を推進していきます。</p>
2	基本目標2 豊かな森林と農地を守り、活かし、育てます	生物の基礎調査をスタートし、統計的に把握するべきである。例えばホタルの確認、白鳥の飛来数など	<p>環境の変化を把握するために、生物の分布状況を調査することは有効な手段であると考えます。</p> <p>生物の分布については生物多様性センター(環境省)が調査をしており、動植物の分布状況について確認することができます。また、県内の状況については、県環境エネルギー部みどり自然課が自然生態系保全モニタリング調査を実施しています。</p> <p>町では、特定地域に限定されますが、教育委員会において希少生物について毎年調査を行っています。農林課では、水田の区画整備時に、対象地域の生物調査を行う事となっています。また、白鷹町美しい郷づくり推進会議では、身近な生活環境の変化を把握するために、町内の河川水質調査を行っており、水辺の散乱ごみや水中生物のすみ場についてのレポートを作成しています。</p> <p>これらの機会を活用しながら、また、国・県の調査結果を確認しながら、生物の生息状況及び周辺環境の変化の把握に努めていきます。</p>